

# 鳥取県立倉吉東高等学校育友会会則

## 第一章 総則

第1条 本会は鳥取県立倉吉東高等学校育友会とし、事務局を本校に置く。

第2条 本会は学校教育目的の達成のために協力すると共に、家庭教育及び社会教育の振興を図ることを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 学校と家庭との連絡を図り、併せて、家庭教育及び社会教育を改善すること
2. 学校施設の充実、環境整備の援助をすること
3. 教職員の研究活動の援助をすること
4. 会員相互の研修親睦を図ること
5. 生徒会活動等の学校行事に協力すること
6. その他必要な事業

## 第二章 会員

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 倉吉東高等学校生徒の保護者
2. 倉吉東高等学校の教職員
3. 本会の目的に賛同するもので総会又は評議員会の承認を得た者

## 第三章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長4名 委員長4名 書記1名 会計 1名 監事 2名 評議員 90名程度 幹事 1名

2. 会長・副会長・委員長・書記・会計及び監事は総会で承認を得るものとする。
3. 評議員は会員のうちより互選し会長が委嘱する。
4. 幹事は本校職員のうちより会長が委嘱する。

第6条 役員任期は1年とする。ただし、評議員の任期は3年とする。なお、補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 役員任期は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する
2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する
3. 委員長は委員会の会務を行う
4. 書記は本会の事務を処理する
5. 会計は本会の会計を処理する
6. 監事は本会の会計を監査する
7. 評議員はいずれかの専門委員会に属するとともに、本会の主要用務を審議する
8. 幹事は会務を処理する

第8条 本会は顧問若干名を総会又は評議員会の決議により、委嘱することができる。

#### 第四章 総会

第9条 総会は毎年5月に開催し、会務の報告、会則の改正、予算・決算の決議及びその他必要事項を協議する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2. 総会の議事は、出席会員の過半数を以って決定する。可否同数のとき議長が決する。
3. 臨時総会を開き難い場合は、評議員会を以って総会にかえることができる。ただし、この場合は、次期総会に報告し、承認を得なければならない。

#### 第五章 運営委員会及び評議員会

第10条 運営委員会は、会長、副会長、委員長、書記、会計、監事、幹事、学校長、副校長、教頭及び事務長で構成し、本会の必要事項を協議する。また、教職員は、適宜協議に参加することができる。

2. 評議員会は、評議員及び会員のうちより会長が委嘱する委員会の委員で構成し、総会にかえて本会の主要用務を審議するものとし、必要に応じて、会長が召集する。

3. 運営委員会及び評議員会の議事は、出席者の過半数を以って決定する。可否同数のときは議長が決する。

#### 第六章 委員会

第11条 本会は第3条に規定する事業を行うため、次の委員会を置く。

広報委員会 人権教育推進委員会 健全育成委員会 ホームページ運営委員会

2. 各委員会(ホームページ運営委員会を除く。)は、評議員又は会員のうちより会長が委嘱する委員若干名で構成し、正副委員長を置く。

3. ホームページ運営委員会は、本会の情報発信をインターネットにおいて行うため、会員のうちより会長が委嘱する委員若干名で構成し、正副委員長を置く。

4. 正副委員長は委員のうちより互選する。

5. 委員の任期は3年とする。ただし、委員長及び副委員長の任期は1年とし、再任は妨げない。なお、補欠により就任したものの任期は前任者の任期とする。

#### 第七章 会計

第12条 本会の経費は会費・寄付金・その他の収入を以ってあてる。

2. 会費は、総会の決議により金額を決定しこれを徴収する。
3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

#### 附則

1. 本会則は、昭和28年4月1日より施行する。
2. 本会則は、平成6年4月1日より施行する。
3. 本会則は、平成12年4月1日より施行する。
4. 本会則は、平成18年4月1日より施行する。
5. 本会則は、平成20年4月1日より施行する。
6. 本会則は、平成22年4月1日より施行する。
7. 本会則は、平成26年4月1日より施行する。
8. 本会則は、平成29年4月1日より施行する。